

# インターネット裁判所審理案件の若干の問題に関する規定

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

## <要約>

2018年9月6日、最高人民法院は「インターネット裁判所審理案件の若干の問題に関する規定」(以下、「本規定」という)を公布した。同年9月7日に施行された。

本規定は北京、広州、杭州に設置されたインターネット裁判所について、管轄する案件の範囲を具体的に示し、オンラインでの審理プロセスと裁判のルールを明確に示している。今後はインターネット裁判所を通じた紛争解決が一般的になると予想される。

## 1. インターネット裁判所が扱う案件

北京、広州、杭州のインターネット裁判所では、各所在地の管轄地域で基層人民法院が受理する次の一審案件を集中的に扱う。(2条)

- ① ECプラットフォームを通じたネットショッピング契約に絡む紛争。
- ② インターネット上で契約と履行が完了するオンラインサービス契約に絡む紛争。
- ③ インターネット上で契約と履行が完了する融資契約に絡む紛争、少額融資契約に絡む紛争。
- ④ インターネット上で最初に発表した作品の著作権又は著作隣接権に絡む紛争。
- ⑤ インターネット上で発表したかインターネットを通じて広まった作品の著作権あるいは著作隣接権のインターネット上での侵害により発生した紛争。
- ⑥ ドメインに関わる権利の所属、侵害、契約に絡む紛争。
- ⑦ インターネット上で他人の人身権や財産権等の民事権益を侵害したことにより発生した紛争。
- ⑧ ECプラットフォームで購入した商品に欠陥があり、他人の人身権や財産権を侵害したことにより発生した商品の責任に関する紛争。
- ⑨ 検察機構によるインターネット公益訴訟案件。
- ⑩ 行政機関によるインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引、お



よび関連サービス管理等の行政行為を原因として発生した紛争。

- ⑪ 上級人民法院が管轄を指定したその他のインターネット民事、行政案件。

## 2. 訴訟に関する規定

インターネット裁判所は受理後、原告が提供した携帯電話番号、電子メール等を通じて被告や第三者に通知する。被告や第三者は、訴訟プラットフォームを通じて訴訟に関わる資料を提出する。(8条)

インターネット裁判所は、インターネット動画配信にて裁判を行う。(12条)

インターネット裁判所では、ネットワークの故障、設備の損壊、停電あるいは不可抗力等の原因を除いて、当事者が時間通りにオンライン裁判に出廷しない場合は出廷拒否、裁判の途中で許可なく退出した場合は途中退廷とみなし、それぞれ民事訴訟法、行政訴訟法および関連する司法解釈の規定を元に処分を行う。(14条)

当事者がインターネット裁判所で審理した案件を上訴する場合、第二審裁判所においても原則としてオンラインによる審理とする。(22条)

### ●原文(中国語)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-116981.html>

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018 年 10 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2019 年 2 月 4 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776